

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

秋田厚生年金 事案 1131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格喪失日を昭和45年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月20日から同年11月20日まで

私は、昭和45年4月1日にA株式会社B支社に入社し、同年11月20日付けで同社本社に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が発行した在籍期間証明書、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和45年11月20日に同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支社における昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

秋田国民年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年9月まで

私の国民年金については、結婚した昭和43年12月頃に嫁ぎ先の義父が加入手続を行い、私と夫の保険料をA市町村役場で納付していたと、義母から聞いている。

申立期間について夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和43年12月頃に義父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いている。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは51年5月12日であり、同年8月1日に資格を取得していることが確認でき、申立期間については国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人の義父は、申立人の申立期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

なお、現在のオンライン記録では、申立人は、昭和51年8月29日に国民年金の被保険者資格を取得した記録となっているが、これは、申立人が同年8月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、平成15年1月29日付けで、社会保険事務所（当時）において記録を訂正処理したことによるものである。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付したとされる義父が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 10 日から同年 6 月 16 日まで
② 昭和 43 年 12 月 17 日から 44 年 5 月 16 日まで
③ 昭和 44 年 11 月 15 日から 45 年 4 月 16 日まで
④ 昭和 45 年 11 月 16 日から 46 年 4 月 16 日まで
⑤ 昭和 46 年 11 月 16 日から 47 年 4 月 16 日まで
⑥ 昭和 47 年 11 月 14 日から 48 年 4 月 16 日まで

私は、申立期間①から⑥までの期間について、A市町村にあった株式会社Bに出稼ぎに行き、仕事をした。

同僚の氏名は覚えていないが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、株式会社Bの当時の事業主の妻及び事務担当者の証言から、申立人は、申立期間①から⑥までの期間について、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Bの当時の事業主の妻及び事務担当者は、「申立人のような出稼ぎ労働者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、上記の事務担当者は、「当時、株式会社Bの従業員は、出稼ぎ労働者を含めて20人ぐらいいた。」と述べているところ、オンライン記録から、同社において申立期間①から⑥までの期間に厚生年金保険の加入記録があるのは、二人から7人であることが確認できる上、加入期間からみて出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入記録も見当たらない。

さらに、申立人は、株式会社Bにおいて同様にし出稼ぎ労働者であった同僚

を記憶しておらず、同僚から厚生年金保険料の控除等について聴取することができない。

加えて、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①から⑥までの期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、申立人は、申立期間①から⑥までを含む昭和32年4月1日から平成2年12月2日までの期間において、継続して国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間①から⑥までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 31 日から 59 年 1 月 1 日まで

私は、A株式会社を退職する際に、担当者から、「12 月一杯勤務してほしい。」と言われ、昭和 58 年 12 月末まで勤務したが、同年 12 月の厚生年金保険の加入記録が無い。

昭和 58 年 12 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認してから、59 年 1 月に国民年金の加入手続をした記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社には、昭和 58 年 12 月末まで勤務した。」と主張しているところ、同社が保管する申立人の履歴カードの退職日は、昭和 58 年 12 月 30 日と記載されており、雇用保険の離職日も同日と記録されていることが確認できる。

また、A株式会社の当時の事務担当者は、「雇用保険の離職日の翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として処理していた。月の末日の前に退職願が提出された場合には、当該月の厚生年金保険料は給与から控除しなかった。」と証言している。

さらに、A株式会社において、申立人と同様に、月の末日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となっている同僚は、「30 日付けで退職願を提出したので、退職月の保険料控除は無かったことを覚えている。」と証言している上、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、「昭和 58 年 12 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認してから、59 年 1 月に国民年金の加入手続をした記憶

がある。」と述べているところ、A株式会社では、「厚生年金保険料の控除は、翌月控除であった。」と回答していることから、申立人が記憶する58年12月分の給与から控除されていた保険料は、同年11月分の保険料であったことがうかがえる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。